

## 岩手県監査委員告示第23号

行政監査結果の公表（平成24年岩手県監査委員告示第7号）により公表した行政監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年3月28日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見  
岩手県監査委員 高 橋 昌 造  
岩手県監査委員 伊 藤 孝次郎  
岩手県監査委員 工 藤 洋 子

### 1 監査テーマ

「県ホームページの活用状況等について」

### 2 監査委員告示

平成24年3月9日付け岩手県監査委員告示第7号

### 3 岩手県知事からの措置結果通知の受理日

平成26年3月12日

### 4 措置結果の内容

#### (1) 監査意見

ア ホームページの管理運営の基本となる規程等の整備について

##### (ア) 全庁的な所管に係る根拠

県のホームページ全体の管理運営の基本となる規定、県の各機関がホームページを活用するに当たり依拠すべき規定等については、広聴広報課から第2-3に記載したとおり提出があったところである。

現在、県公式ホームページは、原則として平成19年度に導入されたCMS（コンテンツ・マネジメント・システムをいう。以下同じ。）を使用して作成されており、また、CMSは知事部局以外の任命権者も含め全庁的に使用されている。一方、CMSについて所管し第2-3にある規定等を発出しているのは、知事部局の組織である広聴広報課となっている。この場合、知事部局の組織である広聴広報課がCMSを使用したホームページに係る全庁的な管理運営等を所管する旨を何らかの規定等で明らかにしておく必要があると考えられるが、上記の規定等を確認したところ、そのような趣旨は明確にされていなかった。

この点に関連し、県の行政情報ネットワーク全体について規定している「岩手県行政情報ネットワーク運営管理要領」を見ると、同ネットワークの管理は全庁的に知事部局の組織である総務部法務学事課が所管する旨が規定されていた。

については、広聴広報課は、このような事例も参考に、CMSを使用したホームページに係る全庁的な管理運営等については同課が所管する旨を何らかの形で明確に規定されたい。

##### (イ) 基本となる規定等の全般的な整備

第2-3に記載した規定等の発出日を見ると、現在原則的に使用されているCMSが導入された平成19年度より前に発出され、CMS導入後も改正されていないものが見られる。また、規定等の内容を見ると、記載されている組織名等が発出当時のままで現状と一致していないもの、規定されている手続が終期の記載がないまま現在は運用されていないもの等が散見され、現在も基本となる規定等として使用可能なものか疑問がある。さらに、過去にどのような規定等が発出されてきたか、それらの規定等は現在も有効なものか、あるいは発出当時限りのもので現在は失効しており各機関は依拠する必要はないものか等も整理されていない状況であった。

広聴広報課では、県公式ホームページのトップページ及び同課自身のホームページの管理運営、情報更新等は適切に行っていることが認められる。しかしながら、各機関のホームページの活用状況を見ると、第2-2-(1)に記載したとおり情報が古いもの、情報が掲載されていないもの等が少なからず見受けられ、上記のように関係規定等が十分に整備され

ていないことがその一因となっていると思われる。一部には広聴広報課の発出する通知等によらず独自にホームページ運用ルールを設けている機関も見られたが、そのことも、基本となる規定等が適切に整備されていないために各機関が個別に対応している状況の現れとも考えられる。

については、広聴広報課は、ホームページ全体の管理運営の基本となる規定、各機関がホームページを活用するに当たり依拠すべき規定等を適切に整備し、各機関に周知されたい。

各機関が依拠すべき規定等の整備に当たっては、各機関のホームページが個々別々のものとはならず、県全体の広報の一環としてホームページの戦略的な活用につながるものとなる必要があると考えられる。このような観点から、情報の鮮度を維持するための確認頻度、掲載すべき情報の基準等、県のホームページの一部を成す上で各機関が従うべき指針を含むものとなるよう、配慮されたい。

#### イ 県の各機関が活用するホームページの統一感の向上について

第2-3に掲載した「岩手県CMS操作説明書」を見ると、CMSの目的としてホームページ全体のデザインの統一が掲げられており、実際に、CMSを使用したホームページにあってはこの目的のおり統一感があるものとなっている。他方、各機関がCMSを使用せず独自に作成しているホームページについては、当監査委員事務局で閲覧したところ外観がそれぞれ大きく異なっていたほか、岩手県章のないもの、県のどの機関が管理しているものか直ちには読み取れないもの等が散見され、統一感のあるCMS使用ホームページと比較した時、利用者から見て独自ホームページが県の管理運営するものなのか分かりにくいおそれがある。

独自ホームページは、そもそもホームページ技術上、デザイン上の必要等からCMSでは実現できないホームページを作成したものであり、CMSを使用したホームページと同等の統一感を持たせることは困難と思われる。他方、可能な範囲で県のホームページとしての統一感が向上するよう配慮し、独自ホームページが県の管理運営するものであること、そこに掲載されている情報は県の広報、情報提供等であること等を利用者に分かりやすくすることは、県にとって有益なものである。

については、広聴広報課は、各機関がCMSを使用せず独自に作成しているホームページについて利用者が県のホームページであると分かりやすくなるよう、可能な範囲で統一感を向上させる方策について検討されたい。

#### ウ 災害時等にも広報機能を発揮できるホームページ環境の構築について

東日本大震災津波の際、県公式ホームページには多数のアクセスが集中して閲覧が困難となり、第2-1-(1)に記載したとおり、暫定版ホームページを設置する等の対応が必要となったところである。また、県公式ホームページのコンテンツを保管している業者が被災したため、ホームページの閲覧、情報の更新等が一時できなかつたとのことであり、大きな災害が原因であるとはいえ、ホームページを利用した広報、情報提供等が行えない事態が生じたことは残念であった。

県のホームページは県の広報、情報提供等において有効な手段であり、また、今般の災害の際に多数のアクセスがあったことは、県のホームページが災害時にも有益な情報を発信しているという利用者の期待の現れである。

については、広聴広報課は県の行政情報化推進を所管する機関と連携の上、今般の災害の際に生じた問題点等を整理し、今後大きな災害が発生した際、多数のアクセスがあった際等にも広報機能を発揮できるホームページ環境の構築について検討されたい。

### (2) 措置を講じた事項

#### ア ホームページの管理運営の基本となる規程等の整備について

##### (ア) 全庁的な所管に係る根拠

「インターネットによる情報発信に関する指針（平成12年3月30日制定）」を改正し、CMSの管理については、広聴広報課が所掌することを明文化し、平成24年5月9日から施行している。

##### (イ) 基本となる規定等の全般的な整備

「岩手県ホームページ作成ガイドライン」、「岩手県ホームページウェブアクセシビリティ対応基準書」、「外部発注におけるアクセシビリティ確保のためのチェックリスト」及び「ページ作成・更新におけるチェックリスト」を平成25年

3月に作成し、全庁に周知するとともに、広報研修等の機会を通じて周知を図っている。

イ 県の各機関が活用するホームページの統一感の向上について

「岩手県ホームページ作成ガイドライン」（平成25年3月作成）において、ホームページ全体としての統一感が保たれるよう、使用する言葉、デザイン、操作のしやすさ、県章などのロゴマーク・ロゴタイプに留意することとしている。

ウ 災害時等にも広報機能を発揮できるホームページ環境の構築について

東日本大震災津波の際、安否確認情報などを求めるアクセスがホームページに殺到し、つながりにくくなったことなどを踏まえ、平成24年度から再構築に着手し、平成26年2月1日にホームページをリニューアル公開した。

リニューアルにより、同時アクセス数が改善（100件→20倍超対応可能に）され、併せて、データセンターの被災（電源喪失、火災等）に備えたバックアップ体制の充実（データセンター1箇所→2箇所に）が図られたところである。